令和８年度千葉県医師修学資金貸付制度
募集要項（産婦人科コース）

本県における産婦人科又は産科のうち、分娩を取り扱う医師が相対的に不足している状況を踏まえ、医師修学資金貸付制度を利用している医学部生のうち、将来、分娩を取り扱う医師として従事しようとする医学部生を対象に、毎月の貸付額に貸付金を加算する「産婦人科コース」を設けています。

【目次】

Ⅰ　千葉県の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
Ⅱ　申込みから貸付決定まで・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
Ⅲ　返還免除の要件とキャリア形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・５
Ⅳ　貸付けの取消しと返還・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

【添付資料】

様式記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
キャリア形成プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１１
キャリア形成プログラム（参考資料）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
千葉県医師修学資金貸付条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
千葉県医師修学資金貸付条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３７

～お問い合わせ先／書類の提出先～

住　所：〒２６０－８６６７　　千葉県千葉市中央区市場町１－１
　　千葉県　健康福祉部　医療整備課
　　医師確保・地域医療推進室　医師修学資金貸付担当
電　話：０４３－２２３－３８８３（直通）
E-mail：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp

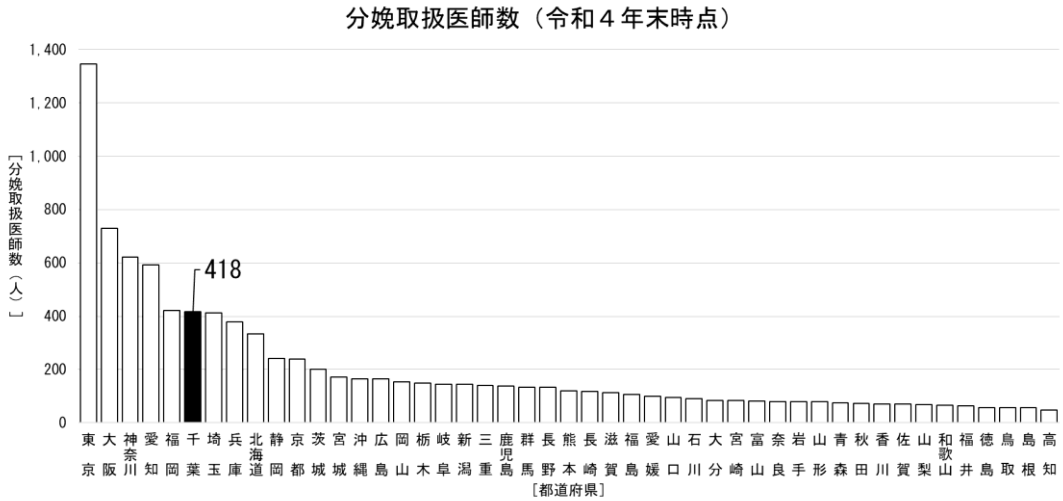
［千葉県ホームページ］
https://www.pref.chiba.lg.jp/iryou/ishi/ishikakuho/kashitsuke.html

千　葉　県

Ⅰ　千葉県の現状

（１）分娩取扱医師数

千葉県における分娩を取り扱う医師※1（以下、「分娩取扱医師」という。）は、令和４年末時点で４１８名います。これは、全国で６番目に多い医師数です。

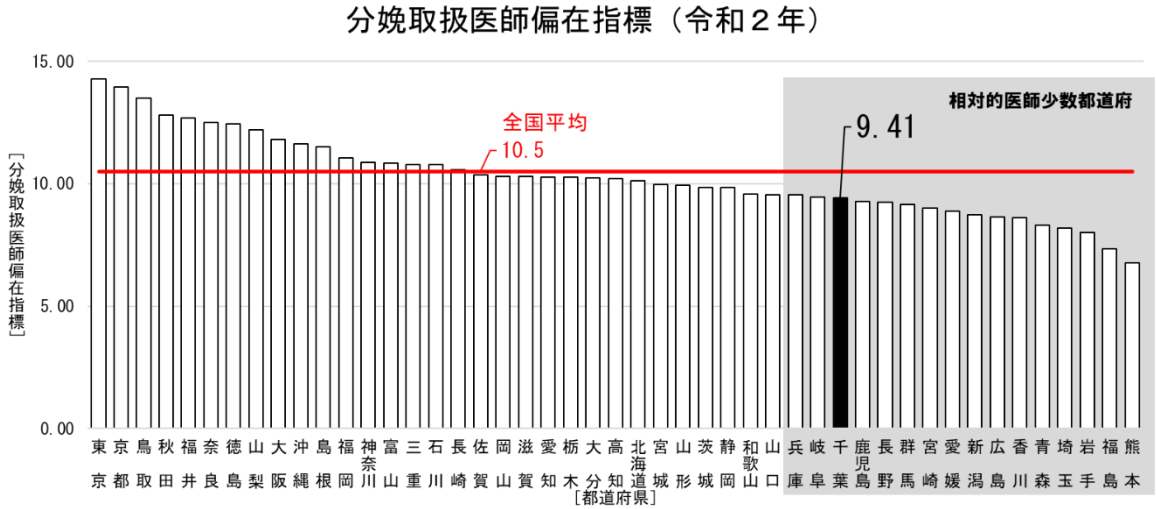


出典）令和４年医師・歯科医師・薬剤師統計（厚生労働省）

（２）分娩取扱医師偏在指標

ア　千葉県

令和５年度に厚生労働省が公表した令和２年の分娩取扱医師偏在指標※2によると、千葉県は全国第３４位の９．４１で、全国平均を下回る数値でした。この結果、本県は相対的に分娩取扱医師が少ない相対的医師少数県※3と位置付けられました。



厚生労働省提供資料

※１　医師・歯科医師・薬剤師統計で、過去２年以内に分娩を取り扱った医師のうち、主たる診療科を産婦人科・産科・婦人科と回答した医師。

※２　全国ベースで三次医療圏及び周産期医療圏ごとの分娩取扱医師の多寡を、統一的・客観的に比較・評価した指標。医療施設調査における分娩数、分娩取扱医師数を用いるとともに、医師の性別・年齢分布などを考慮して算出。

※３　分娩取扱医師偏在指標が下位３分の１に該当する都道府県を、相対的医師少数都道府県と設定。

イ　千葉県における医療圏

県内９つの医療圏のうち、２つの医療圏が分娩取扱医師の相対的医師少数区域※4とされ、県内でも、分娩取扱医師の地域偏在が見られます。

医療圏	分娩取扱医師数（R2 年末）	医師偏在指標（R2 年末）	全国順位（全国 258 医療圏中）	区分
千葉	78 名	11.93	第 66 位	
東葛南部	108 名	9.22	第 129 位	
東葛北部	**71 名**	**6.98**	**第 203 位**	**相対的医師少数区域**
印旛	50 名	11.57	第 72 位	
香取海匝	**11 名**	**6.13**	**第 232 位**	**相対的医師少数区域**
山武長生夷隅	10 名	7.85	第 171 位	
安房	21 名	19.25	第 12 位	
君津	20 名	9.04	第 134 位	
市原	17 名	9.40	第 122 位	

厚生労働省提供資料

※４　分娩取扱医師偏在指標が下位３分の１に該当する医療圏を、相対的医師少数区域と設定。

Ⅱ　申込みから貸付決定まで

（１）申込資格

以下のアからウ全ての要件を満たすことが必要です。

項番	要件
ア	現在、千葉県医師修学資金貸付制度における長期支援コース（地域枠、一般枠）又はふるさと医師支援コースの貸付けを受けている者
イ	将来、千葉県内の医療機関において、分娩取扱医師として従事しようとする者
ウ	原則、４年生から６年生まで（令和８年４月時点）

（２）募集人数

２名

（３）貸付金額

月額５万円（３年間貸付けを受けた場合の総額：１８０万円）
（現在貸し付けている金額に、追加で貸し付けます。）

（４）貸付期間

令和８年４月から正規の修学期間を修了する月まで

（５）応募期限

令和８年１１月２日（月）から令和８年１１月３０日（月）まで

（６）提出書類及び提出方法

以下の書類①～⑥を医療整備課に郵送又は持参により提出してください。郵送の場合は簡易書留にして、封筒に「千葉県医師修学資金産婦人科コース申請書在中」と記載してください。

① 修学資金貸付申請書（第一号様式）
② 誓約書（第二号様式）
③ 連帯保証人２名分の印鑑証明書
＊ 独立の生計を営み、修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する者（２名）が必要です。なお、独立の生計を営む場合とは、原則、別居していることとします（配偶者は同一生計とみなすため、不可です。）。
＊ 現在、選任している連帯保証人と同じ者でも構いませんが、本申請に関する提出書類を省略することはできません。
④ 大学の在学証明書
＊ 在学証明書に学年が記載されない場合又は現在４年生以上でない場合には、入学年次を証明する書類を別途提出してください。
⑤ 面接カード
⑥ 申請理由書（産婦人科コース）

・ 持参の場合は、９時から１２時又は１３時から１７時までに持参ください。
・ ただし、土日祝日は除きます。

（７）メールアドレスの登録

申請書の内容確認や面接の案内などを行うため、申請書類の提出とは別に下記アドレスにメールを送信してください。

アドレス：d-chibank@mz.pref.chiba.lg.jp
件　　名：千葉県医師修学資金（産婦人科コース）の申請
本　　文：氏名、大学名、学年、メールアドレス、電話番号

（８）選考・貸付決定

オンラインによる面接審査を経て、県で貸付けの可否を決定し、その旨を通知します。

なお、審査及び貸付決定は、次の時期を予定しています。具体的な審査日時は追ってご連絡します。

- 面接審査：１２月上旬～中旬を予定。所要時間は１０分程度。
- 貸付決定：１２月下旬を予定。

（９）修学資金の振込み

現在、毎月の修学資金を振り込んでいる本人名義の口座に振り込みます。

なお、初回の振込みは、申請年度の４月から貸付決定月までの月数分の修学資金を一括して振り込みます（令和９年１月を予定）。

Ⅲ　返還免除の要件とキャリア形成プログラム

重要！

（１）返還免除の要件

通常の千葉県医師修学資金貸付制度で定めている返還免除の要件※５に加えて、初期臨床研修※６修了後、次のア、イの要件いずれも満たす必要があります。

なお、産婦人科コースの利用により、義務年限（貸付期間の１．５倍の期間）が変動することはありません。

項番	要件
ア	産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も産科医（分娩取扱医師）として勤務すること。
イ	選択可能なキャリア形成プログラムのうち、いずれか１つを選択のうえ、各プログラムで定めた勤務要件を満たすこと。

※５　大学を卒業した日の属する月の翌月から起算して１年３カ月以内に医師の免許を取得し、貸付期間の１．５倍の期間、知事が定める医療機関に勤務したとき又は業務上の事由による死亡等により、上記の要件を満たすことが不可能となったとき。

※６　初期臨床研修において、必ずしも臨床研修病院が設けている「産婦人科プログラム」を選択する必要はない。

（２）選択可能なキャリア形成プログラム

産婦人科コースを利用した場合、次のいずれかのキャリア形成プログラムを選択していただきます。いずれのプログラムを選択した場合も、各プログラムの勤務要件に加え、分娩取扱医師（産婦人科の専攻医含む）として勤務する必要があります。

キャリア形成プログラムの全文は１１頁からです。そちらを確認ください。

キャリア形成プログラム	特徴	運用開始	頁数
新プログラム	最もベーシックなプログラムです。 地域Ａ群又は地域Ｂ群で通算４年以上の勤務、うち地域Ａ群で通算２年以上の勤務が必要です。	H30	１４
政策医療分野プログラム※７	産科（分娩取扱医師）、新生児科（周産期専門医）、救急科志望者向けのプログラムです。 当該診療科の専攻医又は専門医として、周産期母子医療センターや救命救急センターで勤務することが基本となります。	R2	１６
産科プログラム	産科（分娩取扱医師）志望者向けのプログラムです。 産婦人科（分娩取扱医師）の専攻医又は専門医として、産科Ａ群又は産科Ｂ群で通算４年以上、うち産科Ａ群で通算２年以上の勤務が必要です。	R7	１９

※７　新生児科（周産期専門医）及び救急科の勤務は、対象外。

Ⅳ　貸付けの取消しと返還

次に掲げたとおり、事由によっては、貸付決定の取消しや利息等を含む貸付金の返還が生じることがあります。なお、将来の進路変更などにより、産婦人科コースのみの取消しや貸付金の返還を行うことも可能です。

（１）貸付決定の取消しと返還

ア　貸付決定の取消し

貸付期間が満了する前に、次のいずれかの事項に該当した場合、貸付けの決定を取り消します。

この場合、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から貸付けを行いません。

該当事項	説明
死亡したとき。	―
退学したとき。	―
心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。	ケガなどで、修学の見込みがないと認められるときを想定しています。
修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。	辞退届が提出されたときを想定しています。
その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。	行方不明になってしまった場合などを想定しています。

イ　取消し以外で貸付けを行わない場合

制度利用者が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学した日又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで、修学資金の貸付けを行いません。

（２）返還

次のいずれかの事項に該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、**借り受けた修学資金に利息を付した金額を、一括で返還**しなければなりません。

該当事項	説明
貸付期間が満了したとき。ただし、返還免除要件を満たす見込みである場合は除く。	全ての方が、貸付期間が満了した時に貸付金の返還義務が生じますが、同時に返還猶予の手続きを行うことから「貸付期間満了後、即返還」ということは、基本的には起こりません。
貸付けの決定が取り消されたとき。	上記「（１）ア」を参照してください。
知事が定める病院等での勤務による返還の免除を受ける前に、死亡したとき。	業務上の事由により死亡した場合は、この限りではありませんが、労務災害の認定など、個別の状況により判断します。
知事が定める病院等での勤務による返還の免除を受けることができないと確定したとき。	猶予期間を使い切った後も、特定病院等ではない医療機関で勤務を継続する場合や医師の業務に従事しない場合などが想定されます。

（３）利息・延滞利子について

ア　利息

修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数に応じ、貸付けを受けた額につき年１０パーセントの割合で計算した利息が発生します。

なお、年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、３６５日当たりの割合とします。

産婦人科コースの貸付けを３年間受けた場合における利息総額（概算）は、約 25 万円となります。

イ　延滞利子

修学資金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年１４．５パーセントの割合をもって計算して得た額に相当する額の延滞利子が発生します。

やむを得ない事由があると千葉県知事が認めるときには、延滞利子を減免する場合があります。

（４）返還の猶予

次のいずれかに該当するときは、その事由が継続する期間、貸付利息を含めて返還を猶予します。

該当事項	説明
修学資金の貸付けを取り消された後も、引き続き大学に在学しているとき。	貸付けを辞退したことにより貸付決定を取消された場合であっても、学生の間は資力がないため、引き続き在学しているときには、猶予することができます。
知事が定める病院等での勤務により、返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。ただし、キャリア形成プログラムの履行中のみ適用。	貸付期間が満了した時、皆様は返還猶予申請を行いますが、その手続きがこれに該当します。ほとんどの制度利用者が、この理由により返還が猶予されます。
災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。	個別の状況により判断します。

第一号様式（第三条）

記　載　例

修 学 資 金 貸 付 申 請 書

令和８年○月○○日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

・申請者及び連帯保証人の印影が必要です。
・連帯保証人の印影は、印鑑証明書で証明された印影（実印）としてください。
・申請者の印影は、実印である必要はありません。

申請者氏名　千葉　太朗　㊞ 押印

連帯保証人氏名　千葉　一朗　㊞ 実印

連帯保証人氏名　県庁　花子　㊞ 実印

修学資金の貸付けを受けたいので、千葉県医師修学資金貸付条例第５条第１項の規定により、関係書類を添えて申請します。

申請者	ふりがな 氏名	ちば　たろう 千葉　太朗		
	住所及び電話番号	〒000-0000 千葉県○○市○○１－１－１	電話　000（0000）0000	
	生年月日	平成○○年○○月○○日 （年齢○○歳）	大学名	○○大学医学部医学科 第４学年
修学資金の種類		１　長期支援コース修学資金 ２　ふるさと医師支援コース修学資金 ３　小児科コース修学資金 ④　産婦人科コース修学資金 （該当するものを○で囲んでください。）		
貸付申請金額		円		
貸付申請期間		令和　８　年　４　月から令和　１１　年　３　月まで （修学期間　令和　５　年　４　月から令和　１１　年　３　月まで）		
振込口座番号 （本人名義のもの）		○○銀行　　○○支店 預金種別（普通・当座）　口座番号　１２３４５６７		
希望する診療科		産婦人科		

郵便番号も記入してください。

申請者本人の連絡先（可能な限り携帯番号）を記入してください。

申請時点の年齢としてください。

貸付期間の総額を記載してください。

４年生	５年生	６年生
1,800,000 円	1,200,000 円	600,000 円

注　連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「連帯保証人氏名」とあるのは「連帯保証人名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入すること。

第二号様式（第三条第一号）

記　載　例

誓　約　書

私は、修学資金の貸付けを受けるに当たり、千葉県医師修学資金貸付条例及び千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定に従うことを誓約します。

令和８年○月○○日

千葉県知事　熊谷　俊人　様

印影は、「修学資金貸付申請書」と同一の印影としてください。

（申請者）
氏　名　千葉　太朗　　印 押印

私どもは、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務を連帯して負担します。

■連帯保証人について
- 連帯保証人は、独立の生計を営み、修学資金の返還の支払いの責任を負うことができる資力を有する者として、２名必要です。
- 独立の生計を営む場合とは、原則、別居していることを指します。
- 配偶者は同一生計とみなします。別居している場合であっても不可です。
- 申請者が未成年（１８歳未満）の場合、１名は法定代理人（親権者等）としてください。
  成年（１８歳上）の場合は、これに限りません。

■記載上の注意
- 連帯保証人の記入項目は、印鑑証明書の記載事項と一致するよう記入してください。
- 印影は、必ず印鑑証明書で証明されている印影（実印）としてください。

※疑問等があれば、事前に県の担当者に確認し、記入してください。

（連帯保証人）

住　所　千葉県○○市○○１－１－１

氏　名　千葉　一朗　　印 実印

職　業　会社員

生年月日　昭和○○年○○月○○日生（○○歳）

申請者との関係　○○

電話番号　000（0000）0000

（連帯保証人）

住　所　千葉県○○市○○２－２－２

氏　名　県庁　花子　　印 実印

職　業　自営業

生年月日　平成○○年○○月○○日生（○○歳）

申請者との関係　○○

電話番号　000（0000）0000

注　連帯保証人が法人である法定代理人の場合にあっては、様式中「氏名」とあるのは「名称及び代表者の氏名」と読み替えて記入することとし、「職業」及び「生年月日　年　月　日生（　歳）」については記入しないこと。

記　載　例

面　接　カ　ー　ド				令和　　年　　月　　日現在
ふりがな				【写真添付欄】
氏　名				・申請時から6ヶ月以内に撮影した、上半身、脱帽、正面向きの写真（画像貼り付け可）。 ・規格は、縦4cm×横3cm。 ・裏面に氏名を記入。
生年月日	S・H　　年　　月　　日（満　　歳）	性別	男・女	
ふりがな				
現住所	〒 現在、実際に居住している住所地を記載。			
メールアドレス				
電話番号	携　帯　　－　　－	固　定	－　　－	
在学中の学校名		学年	年生	

学　歴　・　職　歴　・　資　格		
年	月	内　　容　(小学校からの履歴等を記入)
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		
S・H・R		

和暦（S・H・R）に○を付すこと。

※入学（入社）と卒業（退社）を別々に記入すること。

配偶者の有無	有　・　無		
長　所		短　所	
本制度をどこで知ったか (複数回答可)	県HP　・　県民だより等の広報誌　・　親族　・　知人 高校　・　大学　・　その他(　　)		
出身状況 (該当する項目を全て☑)	□ 現在県内に住所を有する □ 現在県外に住所を有し、転居前の１年間県内に住所を有する □ 県内の高等学校等を卒業 □ ２親等以内の親族が県内に住所を有する		
部活動・サークル(過去の活動含む)について(自由記述)			
趣味・特技			
興味のある診療科			
申請動機			

1　各プログラム共通の用語の定義

用語	定義
医師少数区域	山武長生夷隅、君津保健医療圏
小児科の相対的医師少数区域	東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅、君津保健医療圏
産科の相対的医師少数区域	東葛北部、香取海匝保健医療圏
医師の確保を特に図るべき区域等 （右記の条件に当てはまる地域は「県内の千葉市以外の地域」となります。）	以下に掲げる区域を示す ・　医師少数区域 ・　地域医療の確保及び修学資金貸付制度利用者におけるキャリア形成支援の観点から、医師の派遣が必要と認められる保健医療圏 （東葛南部、東葛北部、印旛、香取海匝、安房、市原保健医療圏）
各保健医療圏	下表のとおり
臨床研修病院群	県内の基幹型臨床研修病院の臨床研修プログラムに沿って勤務する医療機関等

【注意】
- 区域や医療機関群については、医師少数区域の変更や、臨床研修病院の新規指定・指定取消などにより、今後変更となる場合があります。
- ただし、変更により外れた対象医療機関での勤務実績がある場合、その勤務期間を就業義務年限に算定します。

2　保健医療圏の構成市町村

保健医療圏	構成市町村
千　　葉	千葉市
東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
印　　旛	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、印旛郡酒々井町、栄町
香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡神崎町、多古町、東庄町
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
安　　房	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡鋸南町
君　　津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
市　　原	市原市

３　猶予について

貸付期間が満了すると返還義務が生じますが、将来、返還免除要件に該当することが見込まれる状況が継続している間は、申請により返還猶予が受けられます。

貸付期間満了後の猶予については、キャリア形成の支援や、それぞれのライフプランと返還免除要件の両立のため、猶予期間を追加することができます。

猶予期間は、事由を問わない期間（猶予期間１）と、正当な事由として加算する期間（猶予期間２又は３）に区分されます。

区分	名称	理由	期間上限
既定期間	猶予期間１	条件なし （例）大学院への進学、留学、猶予３に該当しない県外勤務※1　等	４年
申請により加算※2	猶予期間２	災害、疾病、出産、育児等、正当な事由により業務に従事できないと認められる場合	事情に応じて期間を設定
	猶予期間３	専門医取得のための特定病院以外での勤務（専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関である場合に限る）	基本領域取得に必要な最低限の期間

※１　やむを得ない理由により、臨床研修について県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は「猶予期間１」が適用されます。

※２　「猶予期間２」及び「猶予期間３」は、要件に該当していても猶予加算を希望しない場合は申請不要とします（既定期間で足りる場合など）。

【注意】

- 返還免除要件に沿った勤務期間の算定は、１月に満たない場合は１月とみなすため、正当な理由がある期間が１月未満の場合は、猶予加算の対象とはなりません。
- 休業等から復職する日が申請時点の予定を繰り上げた場合などは、当該年度の医師業務従事期間証明書の提出により状況を確認し、加算期間を短縮します。

（１）猶予期間２の具体的な要件及び期間

ア　ライフプランや疾病

原則として、千葉県職員の規定等において休業等として認められる期間を限度に、猶予期間を加算します。ただし、雇用されている医療機関において休業等として認められた期間が県職員の規定の期間を超える場合は、当該医療機関の規定により、期間を設定します。

区分	理　由	猶予期間の上限
休業離職	疾　病	精神疾患等は３年６月、それ以外は３年３月
	出　産	産前産後８週
	育　児	子が３歳に達するまで
	看　護（介護含む）	要看護者１人につき３年（要看護者の状態が２週間以上継続すること等の要件あり）
短時間勤務	疾　病 看　護 （介護含む）	上記と同様の期間内に、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（１年ごとに就業時間数を常勤換算し、１年間との差を猶予加算）
	育　児	子が小学校就学前までに、短時間勤務を行った場合の勤務しなかった期間（１年ごとに就業時間数を常勤換算し、１年間との差を猶予加算）

イ　その他

理由	猶予期間
新プログラムの地域Ａ群（旧プログラムの場合は、地域の病院）の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していないが、非常勤等で地域Ａ群の勤務を継続する意向があり、地域Ａ群に該当しない県内病院を主な勤務先としている場合	地域Ａ群を除く県内の医療機関における勤務期間（１年ごとに就業時間数を常勤換算し、１年間との差を猶予加算）
新プログラムでの履行を希望している場合で、当該年度に県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始できる目途がたたず、次年度に臨床研修を実施しようとする場合	県内の基幹型臨床研修病院において臨床研修を開始するまでの期間

≪参考≫新プログラムの地域Ａ群の義務年限が所定の猶予期間を過ぎても終了していない例

<table>
<tr><td>年数</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td><td>13</td><td>14</td><td>15</td></tr>
<tr><td>勤務状況等</td><td colspan="2">臨床研修
２年</td><td colspan="3">千葉市内の病院
県内病院群３年</td><td colspan="3">地域Ｂ群
週４日
ここまでで
２年分履行</td><td colspan="4">理由を問わない猶予
４年分</td><td colspan="4">申請により
猶予期間を加算</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td><td colspan="10">地域Ａ群　週１日　２年分を履行するには１０年かかる</td></tr>
</table>

（２）猶予期間３の具体的な要件

ア　日本専門医機構の制度（新専門医制度）における専門医を取得する場合

基本領域（１領域）の専門医取得に必要となる最低限の期間、特定病院でない病院に勤務する場合。ただし、専門研修プログラムの基幹施設が県内の医療機関の場合に限ることとし、研修期間は領域別の専門医取得に必要な最低限の期間とする。

イ　従来の学会認定の専門医を取得する場合

専門医（１つ）の取得に必要となる期間、特定病院でない、県内の病院に勤務する場合。ただし、当該専門医に相当する基本領域の専門医取得に必要な最低限の期間を上限とする。

4　各プログラムの内容

（1）キャリア形成プログラム【新プログラム】

貸付期間		6年	5年	4年
勤務を要する期間		9年	7．5年	6年
	臨床研修病院群※	2年	2年	2年
	地域Ａ群	2年以上	2年以上	2年以上
	地域Ｂ群	地域A群と通算して4年以上	地域A群と通算して3．5年以上	地域A群と通算して3年以上
	県内病院群	地域A群・B群と通算して7年	地域A群・B群と通算して5．5年	地域A群・B群と通算して4年

※　やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
地域A群	①　医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ②　医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院 （香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター （多 古 町）国保多古中央病院 （東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院 （銚 子 市）銚子市立病院 （匝 瑳 市）国保匝瑳市民病院 （南房総市）南房総市立富山国保病院 （鋸 南 町）鋸南町国民健康保険鋸南病院 （鴨 川 市）鴨川市立国保病院 （市 原 市）千葉県循環器病センター
地域Ｂ群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（地域Ａ群を除く）。 ①　自治体病院 ②　地域医療支援病院 ③　専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④　専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内病院群	①　県内の病院（地域Ａ群及び地域Ｂ群の病院を除く） ②　地域Ｂ群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※　一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

（２）キャリア形成プログラム【旧プログラム】

平成２８年度までに新規貸付を受けた方と、平成２９年度に新規貸付を受けた県内出身者の方が選択できるプログラムです。

貸付期間		６年	５年	４年
勤務を要する期間		９年	７．５年	６年
	臨床研修病院群※	２年	２年	２年
	地域の病院群	３年以上	２．５年以上	２年以上
	専門研修プログラムを有する県内病院群	地域の病院群と通算して７年	地域の病院群と通算して５．５年	地域の病院群と通算して４年

※　県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
地域の病院群	①　**新プログラムの地域Ａ群の医療機関** ②　**以下に掲げる３つの病院** 千葉市桜木園（千葉市） 船橋市立リハビリテーション病院（船橋市） 柏市立柏病院（柏市）
専門研修プログラムを有する県内病院群	①　**専門（後期）研修プログラムを有する県内病院** 専門医を取得するなどのキャリアアップを図るための勤務先を指します。 なお、必ずしも専攻医として勤務する必要はありません。 ②　**県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所** **（専攻医等の勤務に限定）** 当該診療所が策定した新プログラムの診療科別コースを基本として、旧プログラムの条件に合わせて作成したキャリア形成プランに沿って当該診療所に勤務した場合に限ります。

（3）キャリア形成プログラム【政策医療分野プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間		６年	５年	４年
勤務を要する期間		９年	７．５年	６年
	臨床研修病院群※	２年	２年	２年
	政策医療分野群	７年	５．５年	４年
		ただし、基本領域の専門医取得のための最低限の期間に限り政策医療分野群以外の医療機関群での勤務を政策医療分野群での勤務期間として就業義務年限に算定する。		

※　やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「政策医療分野群」での勤務に振り替える必要がある。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
政策医療分野群	①　産科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（母体・胎児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も産科医として勤務すること。 ・　県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・　県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・　キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ②　新生児科 以下のいずれかの医療機関で、周産期専門医（新生児）取得を目的とした勤務を行い、取得後も新生児科医として勤務すること。 ・　県内の総合周産期母子医療センターに指定されている病院 ・　県内の地域周産期母子医療センターに認定されている病院 ・　キャリア形成プログラム【新プログラム】における地域A群のうち、分娩を取扱っている病院 ③　救急科 以下のいずれかの医療機関で、救急科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も救急医として勤務すること。 ・　県内の救命救急センターに指定されている病院 ・　県内の救急基幹センターに位置付けられている病院
政策医療分野群以外の医療機関群	①　県内の病院（政策医療分野群の病院を除く） ②　選択した診療科別コースにおける専門研修プログラムの研修施設である県内の診療所

（4）キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】

診療科別コースに基づき作成したキャリア形成プランに沿って勤務することが条件のプログラムです（診療科別コースの選択は必須）。

貸付期間		6年	5年	4年
勤務を要する期間		9年	7．5年	6年
	臨床研修病院群※	2年	2年	2年
	診療支援部門群	7年	5．5年	4年

※　やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「診療支援部門群」での勤務に振り替える必要がある。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
診療支援部門群	①　放射線科 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域Ａ群又は県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設において、放射線科専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も放射線科医として勤務すること。 ②　病理 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域Ａ群又は県内の病理専門研修プログラムの研修施設において、病理専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も病理医として勤務すること。 ③　臨床検査 キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域Ａ群又は県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設において、臨床検査専門医取得を目的とした勤務を行い、取得後も臨床検査医として勤務すること。

本制度の趣旨は地域Ａ群における勤務であり、地域Ａ群の状況（医師の需要・受入体制）によっては、地域Ａ群に配置されることになります。

≪参考≫診療科別コース設定の条件

診療科別コースを設定する医療機関に対して、県が依頼している事項は次のとおりです。

（以下、抜粋）

キャリア形成プログラム【診療支援部門プログラム】の診療科別コースを設定するキャリア形成支援機関は、キャリア形成プログラム【新プログラム】の地域Ａ群と関係構築に努め、次の事項に配慮すること。

ア　地域Ａ群の状況（医師の需要・受入体制）に応じた医師の配置が可能なコース設定を行うこと。

イ　地域Ａ群に対する、当該診療科に係る支援（医師の派遣・遠隔医療・オンライン診療・診療科に係る相談等）を行うこと。

（５）キャリア形成プログラム【小児科プログラム】

小児科を標榜している医療機関において、小児科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も小児科医として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	６年	５年	４年
勤務を要する期間	９年	７．５年	６年
臨床研修病院群※	２年	２年	２年
小児Ａ群	２年以上	２年以上	２年以上
小児Ｂ群	小児Ａ群と通算して４年以上	小児Ａ群と通算して３．５年以上	小児Ａ群と通算して３年以上
県内小児病院群	小児Ａ群・Ｂ群と通算して７年	小児Ａ群・Ｂ群と通算して５．５年	小児Ａ群・Ｂ群と通算して４年

※　やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
小児Ａ群	①　医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ②　小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③　新プログラムの地域Ａ群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
小児Ｂ群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（小児Ａ群を除く）。 ①　自治体病院 ②　地域医療支援病院 ③　専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④　専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内小児病院群	①　県内の病院（小児Ａ群及び小児Ｂ群の病院を除く） ②　小児Ｂ群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※　一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

（６）キャリア形成プログラム【産科プログラム】

分娩を取扱っている医療機関において、産婦人科専門医の取得を目的とした勤務を行い、資格取得後も分娩取扱医師として勤務することを条件としたプログラムです。

貸付期間	６年	５年	４年
勤務を要する期間	９年	７．５年	６年
臨床研修病院群※	２年	２年	２年
産科Ａ群	２年以上	２年以上	２年以上
産科Ｂ群	産科Ａ群と通算して４年以上	産科Ａ群と通算して３．５年以上	産科Ａ群と通算して３年以上
県内産科病院群	産科Ａ群・Ｂ群と通算して７年	産科Ａ群・Ｂ群と通算して５．５年	産科Ａ群・Ｂ群と通算して４年

※　やむを得ない理由により、県外の基幹型臨床研修病院を選択した場合は、当該研修期間は猶予期間が適用され、義務年限には算定されない。また、当該臨床研修に要した年数を「いずれかの医療機関群」での勤務に振り替える必要がある（どの群でも可）。

＜医療機関群の説明＞

医療機関群	カテゴリー
産科Ａ群	①　医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ②　産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所） ③　新プログラムの地域Ａ群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院
産科Ｂ群	医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関（産科Ａ群を除く）。 ①　自治体病院 ②　地域医療支援病院 ③　専門研修プログラムの研修施設の病院※（専攻医等の勤務に限定） ④　専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）
県内産科病院群	①　県内の病院（産科Ａ群及び産科Ｂ群の病院を除く） ②　産科Ｂ群の④以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※（専攻医等の勤務に限定）

※　一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限る。

５　キャリア形成プログラムの改正履歴

平成３０年3月３０日　キャリア形成プログラム策定
（新プログラム・旧プログラム）
令和２年１月２０日　新プログラム・旧プログラム改正
政策医療分野プログラム策定
令和２年３月３１日　新プログラム・旧プログラム改正
令和４年３月３１日　診療支援部門プログラム策定
令和５年４月１８日　キャリア形成プログラム改正（猶予）
令和５年１０月３０日　キャリア形成プログラム改正（県外臨床研修）
令和６年４月１日　キャリア形成プログラム改正（地域Ａ群）
令和７年４月１日　小児科プログラム・産科プログラム策定

第１　基幹型臨床研修病院一覧

（千 葉 市）千葉医療センター、千葉大学医学部附属病院、
千葉県立病院群（千葉県がんセンター)、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、
千葉中央メディカルセンター
（習志野市）千葉県済生会習志野病院、津田沼中央総合病院
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（船 橋 市）船橋中央病院、船橋市立医療センター、セコメディック病院、
千葉徳洲会病院、船橋二和病院
（市 川 市）国立国府台医療センター、行徳総合病院、
国際医療福祉大学市川総合病院
（浦 安 市）東京ベイ浦安市川医療センター、順天堂大学医学部附属浦安病院
（松 戸 市）松戸市立総合医療センター、新松戸中央総合病院、新東京病院、
千葉西総合病院
（流 山 市）東葛病院
（柏　　市）名戸ヶ谷病院、柏厚生総合病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
（野 田 市）野田総合病院
（成 田 市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（東 金 市）東千葉メディカルセンター
（鴨 川 市）亀田総合病院
（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
（市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和８年４月１日時点

第２　各プログラムにおける医療機関群

１　新プログラム

（１）地域Ａ群

ア　医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

保健医療圏	構成市町村
山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
君　　津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市

イ　医師の確保を特に図るべき区域等において優先的な配置が必要な病院

（香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
（多 古 町）国保多古中央病院
（東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院
（銚 子 市）銚子市立病院
（匝 瑳 市）国保匝瑳市民病院
（南房総市）南房総市立富山国保病院
（鋸 南 町）鋸南町国民健康保険鋸南病院
（鴨 川 市）鴨川市立国保病院
（市 原 市）千葉県循環器病センター

令和８年４月１日時点

（２）地域Ｂ群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な、次の医療機関。ただし、地域Ａ群を除く。

ア　自治体病院

（船 橋 市）船橋市立医療センター、船橋市立リハビリテーション病院
（松 戸 市）松戸市立総合医療センター
（柏　　市）柏市立柏病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院

令和８年４月１日時点

イ　地域医療支援病院

（市 川 市）国立国府台医療センター、国際医療福祉大学市川総合病院
（船 橋 市）船橋市立医療センター、船橋中央病院
（習志野市）千葉県済生会習志野病院
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
（松 戸 市）松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
（柏　　市）東京慈恵会医科大学附属柏病院
（成 田 市）成田赤十字病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（鴨 川 市）亀田総合病院
（市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和８年４月１日時点

ウ　専門研修プログラムの研修施設の病院※１※２

エ　専門研修プログラムの基幹施設の診療所※１※２

（３）県内病院群

ア　県内の病院（地域Ａ群及び地域Ｂ群の病院を除く）

イ　地域Ｂ群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※１

※１　一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※２　具体的な医療機関名は、各診療科別コースの地域Ｂ群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。
（不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。）

2　政策医療分野プログラム

（１）政策医療分野群

ア　産科・新生児科

（ア）総合周産期母子医療センター

（千 葉 市）千葉大学医学部附属病院
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院
（鴨 川 市）亀田総合病院

（イ）地域周産期母子医療センター

（千 葉 市）千葉県こども病院、千葉市立海浜病院
（船 橋 市）船橋中央病院
（松 戸 市）松戸市立総合医療センター
（成 田 市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院

（ウ）地域Ａ群のうち分娩を取扱っている病院

（東 金 市）東千葉メディカルセンター
（山 武 市）さんむ医療センター（現在、分娩休止中）
（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院、加藤病院、薬丸病院

令和８年４月１日時点

イ　救急科

（ア）救命救急センター

（千 葉 市）千葉県総合救急災害医療センター、千葉大学医学部附属病院
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（船 橋 市）船橋市立医療センター
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
（松 戸 市）松戸市立総合医療センター
（柏　　市）東京慈恵会医科大学附属柏病院
（成 田 市）成田赤十字病院
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（東 金 市）東千葉メディカルセンター
（鴨 川 市）亀田総合病院
（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
（市 原 市）帝京大学ちば総合医療センター

（イ）救急基幹センター

（千 葉 市）千葉メディカルセンター
（香 取 市）千葉県立佐原病院
（市 原 市）千葉県循環器病センター　　令和８年４月１日時点

※　令和８年１０月１日から救命救急センターに「（市原市）千葉労災病院」を追加。

３　診療支援部門プログラム

（１）診療支援部門群

ア　放射線科（県内の放射線科専門研修プログラムの研修施設）

（千 葉 市）千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、山王病院、
量子科学技術研究開発機構ＱＳＴ病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター、
亀田総合病院附属幕張クリニック
（習志野市）谷津保健病院
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（船 橋 市）船橋市立医療センター
（市 川 市）国際医療福祉大学市川総合病院※、国立国府台医療センター
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院
（柏　　市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院、
柏市立柏病院
（松 戸 市）新松戸中央総合病院
（野 田 市）江戸川病院
（成 田 市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院、
一般社団法人日本健康倶楽部千葉支部
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（鴨 川 市）亀田総合病院
（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
（市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和７年１２月１日時点

※　令和８年３月３１日までの病院名称は「東京歯科大学市川総合病院」。

イ　病理（県内の病理専門研修プログラムの研修施設）

（千 葉 市）千葉大学医学部附属病院、千葉医療センター、
千葉県こども病院、千葉県がんセンター、千葉市立青葉病院、
千葉市立海浜病院、千葉メディカルセンター、
みつわ台総合病院、千葉県総合救急災害医療センター
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（鎌ケ谷市）鎌ケ谷総合病院
（船 橋 市）船橋中央病院、船橋二和病院、船橋市立医療センター、
千葉徳洲会病院
（市 川 市）国際医療福祉大学市川メディカルセンター※1、
国際医療福祉大学市川総合病院※2、国立国府台医療センター
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
（流 山 市）東葛病院
（柏　　市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
（松 戸 市）松戸市立総合医療センター、千葉西総合病院
（成 田 市）成田赤十字病院、国際医療福祉大学成田病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院、聖隷佐倉市民病院
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（富 里 市）成田富里徳洲会病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（東 金 市）東千葉メディカルセンター
（鴨 川 市）亀田総合病院
（木更津市）国保直営総合病院君津中央病院
（市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和７年１２月１日時点

ウ　臨床検査（県内の臨床検査専門研修プログラムの研修施設）

（千 葉 市）千葉大学医学部附属病院、千葉県がんセンター、
ちば県民保健予防財団総合健診センター、
ちば県民保健予防財団千葉県庁医務室
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院
（柏　　市）国立がん研究センター東病院、東京慈恵会医科大学附属柏病院
（流 山 市）東葛病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院
（鴨 川 市）亀田総合病院

令和７年１２月１日時点

※１　令和８年３月３１日までの病院名称は「国際医療福祉大学市川病院」。

※２　令和８年３月３１日までの病院名称は「東京歯科大学市川総合病院」。

４　小児科プログラム

小児Ａ群、小児Ｂ群、県内小児病院群いずれの医療機関群においても、小児科を標榜している医療機関であること。

（１）小児Ａ群

ア　医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

イ　小児科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛南部、東葛北部、山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している、病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村
医師少数区域・相対的医師少数区域	山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
	君　　津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
相対的医師少数区域	東葛南部	市川市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市
	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市

ウ　新プログラムの地域Ａ群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院

（香 取 市）千葉県立佐原病院、香取おみがわ医療センター
（多 古 町）国保多古中央病院
（東 庄 町）東庄町国民健康保険東庄病院
（銚 子 市）銚子市立病院
（鴨 川 市）鴨川市立国保病院
（市 原 市）千葉県循環器病センター

令和７年４月１日時点

（２）小児Ｂ群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、小児Ａ群を除く。

ア　自治体病院

（旭　　市）総合病院国保旭中央病院

令和７年４月１日時点

イ　地域医療支援病院

（成 田 市）成田赤十字病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（旭　　市）総合病院国保旭中央病院
（鴨 川 市）亀田総合病院
（市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和７年４月１日時点

ウ　専門研修プログラムの研修施設の病院※1※2

エ　専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1※2

（３）県内小児病院群

ア　県内の病院（小児Ａ群及び小児Ｂ群の病院を除く）

イ　小児Ｂ群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1

※１　一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※２　具体的な医療機関名は、各診療科別コースの小児Ｂ群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。
（不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。）

５　産科プログラム

産科Ａ群、産科Ｂ群、県内産科病院群いずれの医療機関群においても、分娩を取扱っている医療機関であること。

（１）産科Ａ群

ア　医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

山武長生夷隅及び君津保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

イ　産科の相対的医師少数区域における医療機関（病院、有床・無床診療所）

東葛北部及び香取海匝保健医療圏に位置している病院、有床診療所、無床診療所の全て。

区分	保健医療圏	構成市町村
医師少数区域	山武長生夷隅	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市、大網白里市、山武郡九十九里町、芝山町、横芝光町、長生郡一宮町、睦沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町、夷隅郡大多喜町、御宿町
	君　　津	木更津市、君津市、富津市、袖ケ浦市
相対的医師少数区域	東葛北部	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
	香取海匝	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、神崎町、多古町、東庄町

ウ　新プログラムの地域Ａ群で定める、医師の確保を特に図るべき区域等において、優先的な配置が必要な病院

対象施設なし

令和８年４月１日時点

（２）産科Ｂ群

医師の確保を特に図るべき区域等において配置が必要な次の医療機関。ただし、産科Ａ群を除く。

ア　自治体病院

（船 橋 市）船橋市立医療センター

令和８年４月１日時点

イ　地域医療支援病院

（市 川 市）国際医療福祉大学市川総合病院
（船 橋 市）船橋市立医療センター、船橋中央病院
（八千代市）東京女子医科大学附属八千代医療センター
（浦 安 市）順天堂大学医学部附属浦安病院、東京ベイ・浦安市川医療センター
（成 田 市）成田赤十字病院
（佐 倉 市）東邦大学医療センター佐倉病院
（印 西 市）日本医科大学千葉北総病院
（鴨 川 市）亀田総合病院
（市 原 市）千葉労災病院、帝京大学ちば総合医療センター

令和８年４月１日時点

ウ　専門研修プログラムの研修施設の病院※1※2

エ　専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1※2

（３）県内産科病院群

ア　県内の病院（産科Ａ群及び産科Ｂ群の病院を除く）

イ　産科Ｂ群のエ以外の県内の専門研修プログラムの基幹施設の診療所※1

※１　一般社団法人日本専門医機構の認定する専門医、同機構が承認するサブスペシャルティ学会専門医、従来の学会認定の専門医の取得を目的とする勤務に限ります。

※２　具体的な医療機関名は、各診療科別コースの産科Ｂ群欄を参照してください。希望の診療科別コースがなく、オリジナルコースを作成する場合は、「専門医取得を目的とする勤務であるかどうか」を専門研修のプログラム管理者等に確認してください。
（不明なことがあれば、県担当者にご相談ください。）

千葉県医師修学資金貸付条例

平成二十年十月二十一日条例第四十五号

改正

平成二一年　三月　六日条例第一八号
平成二二年　三月二六日条例第一三号
平成二六年　三月二五日条例第一九号
平成二七年　三月二〇日条例第三一号
平成二八年　三月二五日条例第一九号
平成三〇年　三月二三日条例第一七号
令和　二年　三月二三日条例第一一号
令和　三年一〇月一九日条例第四〇号
令和　四年一〇月二一日条例第三一号
令和　五年一〇月一七日条例第三五号
令和　六年一〇月一八日条例第三六号
令和　七年　三月　七日条例第一六号
令和　七年一〇月一〇日条例第三五号
令和　八年一〇月一三日条例第二七号

（目的）

第一条　この条例は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学（以下「大学」という。）において医学を履修する課程（同法第九十七条に規定する大学院において医学を履修する課程を除く。以下同じ。）に在学している者に対し、予算の範囲内で大学における修学に要する資金（以下「修学資金」という。）を貸し付けることにより、県内において医師の業務に従事しようとする者を確保し、もって本県における安定的な医療の提供体制の整備を図ることを目的とする。

（貸付けの対象）

第二条　知事は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

一　大学（県外に所在する大学にあっては、知事が定めるものに限る。）において医学を履修する課程に在学している者であって、将来県内の病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院をいう。以下同じ。）又は診療所（同条第二項に規定する診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務に従事しようとするもの　長期支援コース修学資金

二　県外に所在する大学において医学を履修する課程に在学している者（県内に住所を有する者その他規則で定める者に限る。）であって、将来県内の病院又は診療所において医師の業務に従事しようとするもの　ふるさと医師支援コース修学資金

２　知事は、長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けている者のうち、大学において医学を履修する課程に三年以上在学している者その他知事が定める者であって、次の各号に掲げるものに対し、これらの修学資金に加算して、当該各号に定める修学資金を貸し付けることができる。

一　将来県内の病院又は診療所の小児科において医師の業務に従事しようとするもの　小児科コース修学資金

二　将来県内の病院又は診療所の産婦人科又は産科において医師の業務に従事しようとするもの　産婦人科コース修学資金

3　知事は、第一項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

4　知事は、第二項各号に規定する修学資金のうちいずれか一方の修学資金の貸付けを受けようとする者又は貸付けを受けた者に対しては、他方の修学資金を貸し付けることができない。

（貸付金額等）

第三条　修学資金の貸付金額は、次の表のとおりとする。

区分	貸付金額
長期支援コース修学資金	月額十五万円（私立の大学に在学している者にあっては、月額二十万円）
ふるさと医師支援コース修学資金	月額十五万円
小児科コース修学資金	月額五万円
産婦人科コース修学資金	月額五万円

2　修学資金には、規則で定めるところにより、貸付けを受けた額につき年十パーセントの割合で計算した利息を付するものとする。

（貸付期間等）

第四条　修学資金の貸付期間は、次条第二項の規定による貸付けの決定の通知において定められる月から当該修学資金の貸付けを受けようとする者に係る正規の修業期間を経過する日の属する月までの期間とし、毎月本人に貸し付けるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（貸付けの申請及び決定）

第五条　修学資金の貸付けを受けようとする者は、規則で定めるところにより、連帯保証人二名を立て、知事に申請しなければならない。

2　知事は、前項の申請があったときは、選考の上、貸付けの可否を決定し、その旨を本人に通知するものとする。

（貸付けの決定の取消し等）

第六条　知事は、修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、前条第二項の規定による貸付けの決定を取り消すものとする。この場合において、知事は、当該事由が生じた日の属する月の翌月分から修学資金の貸付けを行わないものとする。

一　死亡したとき。

二　退学したとき。

三　心身の故障のため修学の見込みがないと認められたとき。

四　修学資金の貸付けを受けることを辞退したとき。

五　その他修学資金の貸付けの目的を達成する見込みがないと認められたとき。

2　知事は、借受人が休学し、又は停学の処分を受けたときは、休学し、又は当該処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸付けを行わないことができる。

3　知事は、借受人が正当な理由がなくて、この条例に基づく規則の規定により提出すべきものとされた届出、報告等を提出しないときは、修学資金の貸付けを一時保留することができる。

（返還）

第七条　借受人は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該事由が生じた日の属する月の翌月の末日までに、借り受けた修学資金に利息を付してこれを返還しなければならない。

一　貸付期間が満了したとき。

二　前条第一項の規定により、修学資金の貸付けの決定が取り消されたとき。

三　次条第一項の規定により返還の債務の免除を受ける前に、死亡し、又は同項の規定による返還の債務の免除（同項第一号から第六号までに該当する場合に限る。第九条第二号において同じ。）を受けることができないことが確定したとき。

（返還の免除）

第八条　知事は、借受人に次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、当該借受人に係る修学資金の返還及びその利息の支払の債務を免除するものとする。

一　長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算して長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付期間（当該期間のうち貸付けを受けなかった期間を除く。）の二分の三に相当する期間（以下「返還免除期間」という。）に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修（医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項に規定する臨床研修をいう。以下同じ。）（臨床研修を受けた期間が二年に達した日以後の臨床研修を除く。第三号、第五号及び第七号並びに次項において同じ。）を受け、かつ、特定病院等（借受人ごとに知事が定める病院又は診療所をいう。以下同じ。）において医師の業務（臨床研修を除く。以下同じ。）に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったとき（休学その他の正当な事由があると知事が認めた場合を除く。以下同じ。）を除く。

二　長期支援コース修学資金又はふるさと医師支援コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算して返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、返還免除期間に相当する期間、特定病院等において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

三　小児科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間

に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

四　小児科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の小児科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

五　産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、県内において臨床研修を受け、かつ、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

六　産婦人科コース修学資金の貸付けを受けた者であって、県外において臨床研修を受けたもの（県内において希望する臨床研修を受けることができないことその他のやむを得ない事由があると知事が認めた者に限る。）が、医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間を経過する日までに、当該返還免除期間に相当する期間、特定病院等の産婦人科又は産科において医師の業務に従事したとき。ただし、大学を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して一年三月以内に医師の免許を取得しなかったときを除く。

七　前各号に規定する医師の業務に従事する期間又は第一号、第三号及び第五号に規定する臨床研修を受けている期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2　借受人が医師の免許を取得した日から起算してその者に係る返還免除期間に四年を加えた期間（この項の規定により当該期間に知事が正当な事由があると認める期間が加えられている場合は、その期間を含むものとする。）を経過する日までの間に、災害、病気、出産、育児、研修（知事が別に定める研修に限る。）その他の正当な事由により、県内において臨床研修を受け、又は特定病院等において医師の業務に従事することができない期間があると知事が認めたときの前項第一号から第六号までの規定の適用については、これらの規定中「四年」とあるのは、「四年に知事が正当な事由があると認める期間を加えた期間」とする。

3　知事は、第一項に規定する場合のほか、借受人が、死亡し、又は災害、病気その他やむを得ない事由により、修学資金の返還ができなくなったときは、修学資金の返還及びその利息の支払の債務の全部又は一部を免除することができる。

（返還の猶予）

第九条　知事は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に掲げる事由が継続する期間、修学資金の返還及びその利息の支払を猶予することができる。

一　第六条第一項の規定により修学資金の貸付けを取り消された後も引き続き大学に在学

しているとき。

二　前条第一項の規定による返還の債務の免除を受けると見込まれるとき。

三　前条第一項第七号及び第三項に規定する場合を除くほか、災害、病気その他やむを得ない事由により、返還が著しく困難になったとき。

（延滞利子の徴収）

第十条　借受人は、修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で計算して得た額に相当する額の延滞利子を支払わなければならない。ただし、その計算して得た額が百円未満の場合は、この限りでない。

２　知事は、借受人が修学資金をその利息を付して返還すべき日までに返還しなかったことについてやむを得ない事由があると認めるときは、前項の延滞利子を減免することができる。

（委任）

第十一条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

（失効）

２　この条例は、令和十年三月三十一日限り、その効力を失う。

（失効に伴う経過措置）

３　この条例の失効前に第五条第二項の規定により貸付けを決定された者に係る修学資金については、なお従前の例による。

附　則（平成二十一年三月六日条例第十八号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二十二年三月二十六日条例第十三号）

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附　則（平成二十六年三月二十五日条例第十九号）

（施行期日）

１　この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定（第八条第一項第一号ただし書の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成二十七年三月二十日条例第三十一号）

（施行期日）

１　この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

２　改正前の千葉県医師修学資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者の当該決定に係る修学資金については、改正後の千葉県医師修学資金貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（平成二十八年三月二十五日条例第十九号）

この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

附　則（平成三十年三月二十三日条例第十七号）

（施行期日）

1　この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この条例の施行の日前に千葉県医師修学資金貸付条例第五条第二項の規定により修学資金の貸付けの決定を受けた者の当該決定に係る修学資金については、改正後の同条例の規定（第八条第二項の規定を除く。）にかかわらず、なお従前の例による。

附　則（令和二年三月二十三日条例第十一号）

この条例は、令和二年四月一日から施行する。ただし、附則第二項の改正規定は、公布の日から施行する。

附　則（令和三年十月十九日条例第四十号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和四年十月二十一日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和五年十月十七日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和六年十月十八日千葉県条例第三十六号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和七年三月七日千葉県条例第十六号）

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

附　則（令和七年十月十日条例第三十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和八年十月十三日条例第二十七号）

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県医師修学資金貸付条例施行規則

平成二十一年三月三十一日規則第二十七号

改正

平成二四年　三月三〇日規則第三八号
平成二六年　三月二五日規則第一四号
平成二八年　三月二五日規則第一二号
平成三〇年　三月二三日規則第一四号
令和　二年　三月三一日規則第三二号
令和　二年一一月二七日規則第六六号
令和　四年　二月一〇日規則第　六号
令和　七年　三月二一日規則第一七号

（趣旨）

第一条　この規則は、千葉県医師修学資金貸付条例（平成二十年千葉県条例第四十五号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例第二条第一項第二号の規則で定める者）

第二条　条例第二条第一項第二号の規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　大学に入学するために住所の変更をした者であって、当該変更をした日前の一年間県内に住所を有していたもの

二　県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六章に規定する高等学校、同法第七章に規定する中等教育学校の後期課程、同法第八章に規定する特別支援学校の高等部、同法第九章に規定する大学、同法第十章に規定する高等専門学校又は同法第十一章に規定する専修学校の高等課程を卒業し、又は修了した者

三　二親等以内の親族が県内に住所を有している者

（利息の計算方法）

第二条の二　条例第三条第二項に規定する利息は、修学資金の貸付けを受けた日の翌日から最後に貸付けを受けた日までの期間の日数を基礎として、日割りによって計算するものとする。

２　条例第三条第二項に規定する利息の額の計算につき同項に定める年当たりの割合は、閏(じゆん)年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。

（申請手続）

第三条　条例第五条第一項の規定により修学資金の貸付けの申請をしようとする者は、修学資金貸付申請書（別記第一号様式）に次の各号（長期支援コース修学資金の貸付けにあっては第四号を、ふるさと医師支援コース修学資金、小児科コース修学資金及び産婦人科コース修学資金の貸付けにあっては第二号を除く。）に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　誓約書（別記第二号様式）

二　推薦書（別記第三号様式）

三　連帯保証人の印鑑証明書

四　在学証明書その他の申請者が大学に在学していることを証明する書類

五　その他知事が必要と認める書類

2　ふるさと医師支援コース修学資金の貸付けの申請をしようとする者が前項の修学資金貸付申請書を提出する場合には、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類を添えて提出しなければならない。

一　県内に住所を有する者　住民票の写しその他の申請者の住所を確認できる書類として知事が認めるもの

二　県外に住所を有する者　住民票の写し、卒業証明書その他の申請者が第二条各号のいずれかに該当する者であることを確認できる書類として知事が認めるもの

（連帯保証人）

第四条　条例第五条第一項に規定する連帯保証人は、成年者で独立の生計を営むもの（修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、当該未成年者の法人である法定代理人を含む。）とし、修学資金の貸付けを申請した者が未成年者であるときは、そのうち一名を法定代理人としなければならない。

2　修学資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、連帯保証人を変更し、又は連帯保証人の住所に変更があったときは、速やかに連帯保証人変更届（別記第四号様式）を知事に提出しなければならない。

3　前項の連帯保証人変更届には、連帯保証人を変更する場合にあっては、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付しなければならない。

（貸付決定取消事由等の届出）

第五条　借受人は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に定める届出書により、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。ただし、第六号に掲げる届出書にあっては、災害、病気その他のやむを得ない事由による場合を除き、あらかじめ届け出なければならないものとする。

一　大学を退学するとき。　大学退学届（別記第五号様式）

二　修学資金の貸付けを受けることを辞退するとき。　修学資金貸付辞退届（別記第六号様式）

三　大学を休学し、又は停学の処分を受けたとき。　大学休学（停学）届（別記第七号様式）

四　大学に復学し、又は停学期間が満了したとき。　大学復学（停学期間満了）届（別記第八号様式）

五　臨床研修を開始し、修了し、又は再開したとき。　臨床研修開始等届（別記第九号様式）

六　医師の免許を取得した年の四月中に臨床研修を開始しないこととするとき、臨床研修を中断し、若しくは休止するとき、特定病院等を退職するとき、又は一月を超える期間特定病院等で医師の業務に従事しないこととするとき。　臨床研修中断等届（別記第十号様式）

2　借受人が死亡したときは、借受人の相続人は、借受人死亡届（別記第十一号様式）を知事に提出しなければならない。

（医師業務従事開始届の提出）

第六条　借受人（特定病院等を退職した者又は臨床研修が修了した後特定病院等において医

師の業務に従事しなかった者に限る。）は、特定病院等で医師の業務に従事しようとするときは、医師の業務に従事しようとする日の三月前までに、医師業務従事開始届（別記第十二号様式）を知事に提出しなければならない。

第七条　削除

（返還免除の申請）

第八条　条例第八条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還免除申請書（別記第十四号様式）を知事に提出しなければならない。

（条例第八条第一項の期間の計算方法）

第九条　条例第八条第一項に規定する県内において臨床研修を受けた期間及び特定病院等において医師の業務に従事した期間の計算は、月数による。この場合において、一月に満たない端数が生じたときは、これを一月とする。

（返還猶予の申請）

第十条　条例第九条の規定により修学資金の返還及びその利息の支払の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書（別記第十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（延滞利子の減免申請）

第十一条　条例第十条第二項の規定により延滞利子の減免を受けようとする者は、延滞利子減免申請書（別記第十六号様式）を知事に提出しなければならない。

（借用証書の提出）

第十二条　借受人は、修学資金の貸付けの事実がやんだときは、直ちに修学資金借用証書（別記第十七号様式）を知事に提出しなければならない。

（現況報告書の提出）

第十三条　借受人は、修学資金の返還の債務を負うことがなくなるまで、毎年四月一日（次項において「現況報告基準日」という。）現在の現況報告書（別記第十八号様式）を当該年の四月三十日までに知事に提出しなければならない。

２　現況報告基準日以前一年内に特定病院等で医師の業務に従事した期間がある者は、前項の現況報告書に医師業務従事期間証明書（別記第十九号様式）を添付しなければならない。

（氏名等変更届の提出）

第十四条　借受人は、氏名又は住所に変更があったときは、直ちに氏名（住所）変更届（別記第二十号様式）を知事に提出しなければならない。

（連帯保証人の署名）

第十五条　借受人は、第三条の規定による修学資金貸付申請書、同条第一号に掲げる誓約書、第四条第二項の規定による連帯保証人変更届及び第十二条の規定による修学資金借用証書を知事に提出するときは、連帯保証人と連署の上、提出しなければならない。

（報告）

第十六条　知事は、修学資金の貸付けの目的を達成するため必要があると認めるときは、借受人に対し、大学における修学の経過及び結果その他の必要な事項に関し報告を求めることができる。

附　則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附　則（平成二十四年三月三十日規則第三十八号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成二十六年三月二十五日規則第十四号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成二十八年三月二十五日規則第十二号）

（施行期日）

1　この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（平成三十年三月二十三日規則第十四号）

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

附　則（令和二年三月三十一日規則第三十二号）

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

附　則（令和二年十一月二十七日規則第六十六号）

（施行期日）

1　この規則は、令和二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和三年四月一日現在の現況報告書に係る改正後の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則第十三条第二項の規定の適用については、同項中「現況報告基準日以前一年内に」とあるのは、「令和二年四月一日から現況報告基準日までの間に」とする。

3　この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和四年二月十日規則第六号）

（施行期日）

1　この規則は、令和四年三月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製

した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和七年三月二十一日千葉県規則第十七号）

（施行期日）

1　この規則は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この規則の施行前に、改正前の千葉県医師修学資金貸付条例施行規則の規定により調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。